

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が土曜日は、
翌日とする)

目次

◇規則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

◇告示 保険医の登録

保険医療機関の指定

国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの

国民健康保険法による申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

計量器定期検査の実施

米飯提供業者の業者登録

集約酪農振興計画の変更

土地改良事業の認可(三件)

基本測量を実施する旨の通知

◇教委告示 教育委員会の招集

◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞

規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十五号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「年一・五パーセント」を「年一・二五パーセント」に、「年四・五パーセント」を「年四・二五パーセント」に改め、同条第三項中「年二パーセント」を「年一・七五パーセント」に、「年三・五パーセント」を「年三・二五パーセント」に改め、同条第四項中「年一パーセント」を「年〇・八パーセント」に、「年四・五パーセント」を「年四・二パーセント」に改める。

附則第三項中「第七号」を「第六号」に、「第八号」を「第七号」に、

「年四パーセント」を「年三・五パーセント」に、「年二パーセント」とあるのは「年三パーセント」を「年二パーセント」とあるのは「年二・五パーセント」に、「年一パーセント」とあるのは「年二パーセント」を「年一パーセント」とあるのは「年一・五パーセント」に改める。

別表の第五号の項を削り、同表の第六号の項中「年四パーセント」を「年三・五パーセント」に、「年三パーセント」を「年二・五パーセント」に改め、同項を同表の第五号の項とし、同表の第七号の項を同表の第六号の項とし、同表の第八号の項を同表の第七号の項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約書に基づき利子補給について知事の承認の行なわれている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十六号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「年六パーセント以内」を「年五パーセント以内」に改め、同表の三の項中「優良肉用種牛の造成」を「肉用牛の増殖」に、「優良肉用基礎種牛の優良子牛又は繁殖基礎子牛」を「優良肉用雌育成牛」に改め、同表の四の項を削り、同表の五の項中「年六パーセント以内」を「年五・五パーセント以内」に改め、同項を同表の四の項とし、同表の六の項中「年六・五パーセント以内」を「年六パーセント以内」に改め、同項を同表の五の項とする。

別表第二の二の項中「年三パーセント」を削り、同表の三の項中「優良肉用

種牛の造成」を「肉用牛の増殖」に、

農業協同組合連合会に貸し付ける場合
年四・五パーセント
農業協同組合に貸し付ける場合
年三パーセント

を「年二・五パーセント」に改め、同表中四の項を削り、五の項を四の項とし、六の項を五の項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行なわれている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第三百十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十八年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
花 田 實	鳥医第一、七五四号	昭和四十八年四月十二日

鳥取県告示第三百十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十

二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
船 田 医 院	米子市尾高一、一五九	昭和四十八年四月十六日
門 脇 内 科 医 院	倉吉市山根五八六	十五日
仲 齒 科 医 院	東伯郡大栄町由良宿	二十一日
岩佐産婦人科医院	米子市東福原五七八	十七日

鳥取県告示第三百十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国薬 二七四	植 田 治 子	昭和四十八年三月三十一日
鳥国医一、七五四	花 田 實	昭和四十八年四月十二日

鳥取県告示第三百十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
涌谷 医院	西伯郡日吉津村大字日吉津四三八の六	昭和四十八年四月二日
岩佐産婦人科医院	米子市東福原五七八	昭和四十八年四月十七日

鳥取県告示第三百十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百十九号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、境港市における計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十八年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
涌谷 医院	西伯郡日吉津村大字日吉津四三八の六	全国	昭和四十八年四月二日
岩佐産婦人科医院	米子市東福原五七八	"	昭和四十八年四月十七日

検査期日	検査時間	検査区域	検査場所
六月 四日	午前九時から午後四時まで	境港市	境公民館
" 五日	"	"	"
" 六日	午前九時三十分から午後三時まで	"	外江公民館
" 十一日	"	"	渡
" 十二日	"	"	中浜
" 十三日	"	"	余子
" 十四日	"	"	上道

十八日	午前九時三十分から 午後二時まで	計量器所在場所
十九日	午後二時まで	境公民館

鳥取県告示第三百二十号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四

米飯提供業者

登録番号 登録年月日

氏名又は名称

住

所

営業所の所在地

鳥振第一号 四八・四・一

魚見台ドライブイン
白兔観光株式会社
山本晃司

気高郡気高町八束水二、六六八の二

住所に同じ

食道 楽
小谷 信行

勝見六九五の三五

住所に同じ

喫茶ひまわり
小谷 咲子

浜村五五の二一

気高郡気高町勝見六、八二八

はまなす
小谷 美都子

六八二の七七二

住所に同じ

愛慕里
田中 美代子

勝見字砂山八四四の三二

気高郡気高町浜村字向田

甘露園
橋本 進

岩美郡福部村浜湯山四三の一

住所に同じ

二宮 官
二宮 鹿男

岩美郡福部村湯山六四

住所に同じ

義福園
田中 義人

二八

住所に同じ

芳乃家
山本 義徳

六八六の一

住所に同じ

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の業者登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二三	二三	二二	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
東観協第31号 高岡キヌエ	亀 保木本 鶴 都夫	5号西谷 西谷 愛	東観協第40号 岡本松枝	東観協第35号 中島久子	森本館 森本花子	東観協第34号 米村くに	小松屋商店 小谷初恵	レストイン三嶋 古川高久	ドライブイン砂丘 山川清子	いわや 小泉美佐枝	魚前田貞夫	丞びす松 川光達子	岩戸庄 岩林盛利
岩美郡岩美町陸上	鳥取市立川町五丁目一〇九の一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		四六五	一、〇二四		一、〇五七の一	一、〇五六	陸上三六の一	岩美町新井一三の一	湯山三三	一二二の九	一二三の二	一一七	岩戸一二三の二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	住所に同じ	岩美郡福部村湯山一、五二四の一	住所に同じ	岩美郡福部村細川七二七の四	〃	〃

二四	田中正礎	一、〇一一	〃
二五	アカシア荘 西尾 知夫	〃	〃
八振第一号	とどろき 石黒 昭寿	八頭郡船岡町大字船岡五六三	住所に同じ
二	一 寺 谷 澄子	〃	〃
三	ドライブインチコ黒尾峠店 佐々木 整	〃	〃
四	藤岡食品店 藤岡 一雄	〃	〃
倉振第一号	東郷生活センター 東郷農業協同組合 組合長理事 清水滋雄	東伯郡東郷町大字田畑二二	東伯郡東郷町大字中興寺四〇〇
二	東伯ポール 取締役社長 林原節郎	東伯郡東伯町大字逢東八〇六	住所に同じ
三	ドライブインこころ 蔵 増 福 繁	東伯郡三朝町大字今泉六八七ノ一	東伯郡三朝町大字今泉六八七
米振第一号	スナックゆり 遠藤 百合子	西伯郡西伯町法勝寺二九六	住所に同じ
二	ちとせ食堂 朝野 久子	〃	〃
三	大山 望 石黒 寿賀子	〃	〃
烏取県告示第三百二十一号	岸本町大殿一〇六四	〃	西伯郡岸本町大殿一〇九九

酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）第五条の規定に基づき、
大山山ろく集約酪農振興計画を変更したので、同法第七条第二項の規定に

より、その概要を次のとおり公表する。

昭和四十八年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大山山ろく集約酪農地域集約酪農振興計画の概要

1 地域の範囲

市郡名	町	村	名
東伯郡	関金町、北条町、大栄町、東伯町、赤碓町、三朝町のうち大瀬、横手、山田、三朝、砂原、片柴、余戸、坂本、木泉、今泉、湯谷、鎌田、森		
倉吉市			
西伯郡	中山町、名和町、大山町、淀江町、岸本町、会見町、日吉津村、西伯町のうち塚、福成、清水川、阿賀、原、倭北方、猪小路、与一谷、西、絹屋、鍋倉		
米子市	米子市のうち二本木、箕杖屋、今在家、浦津、古岡、熊党、奥谷、石井、奈喜良、日原、橋本、古市、新山、吉谷、宗像、美吉、青木、下安曇、上安曇、別所、兼久、榎原、大袋調訪、八幡、福市、一部、上新印、赤井手、下新印、古豊千、高島、東八幡、水浜、尾高、岡成、泉、下郷、石州府、福万、日下、河岡		
日野郡	江府町、溝口町		

2 乳牛飼養頭数の目標

飼養農家戸数 (A)	乳牛頭数		計 (C)	標 (昭和52年)	
	経産牛 (B)	未經産牛		経産牛率 (B)/(C)	1戸当たり飼養頭数 (C)/(A)

3 生乳生産数量の目標

戸数	頭数	頭数	頭数	%	頭数
1,954	9,840	6,160	16,000	61.5	8.2

標 (昭和52年)					
総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当りの年間産乳量 (kg)	生乳生産量 (t)	
16,000	11,200	9,840	4,800	47,437	

鳥取県告示第三百二十二号

鳥取市長から申請のあった市営土地改良(中村地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年四月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百二十三号

鳥取市長から申請のあった市営土地改良(北村地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年四月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百二十四号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良(香取地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年四月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百二十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年五月四日

鳥取県知事 石 破 二

一 作業種類

基本測量(一等磁気測量)

二 作業期間

昭和四十八年五月十四日から昭和四十八年十二月十一日まで

三 作業地域

三朝町

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十八年五月四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一日時 昭和四十八年五月十一日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について

(2) その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十七号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年五月四日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十八年五月十七日 午後一時から

米子市糀町一丁目一五一 鳥取県米子警察署会議室
二 聴聞当事者の住所及び氏名
境港市佐斐神町一五二 平井二三

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第三号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十八年四月二十六日委
嘱し、及び解任したので、労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会
規則第一号）第六十八条第一項の規定により告示する。

昭和四十八年五月四日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

一 委嘱

氏名	生年月日	住 所	職 業	電話番号	経歴及び関係
岩田俊夫大六・三六		鳥取市江鳥取県地方労働委員会 崎町九五事務局長	事務局 (鳥取)三六〇四 自宅 (鳥取)三一三二		鳥取県厚生部厚 生援護課長

二 解任

芳村尚之

公 告

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項の規定により、甲
種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次の
とおり実施する。

昭和48年5月4日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の種類及び方法

(1) 試験の種類

- ア 甲種火薬類取扱保安責任者試験
- イ 乙種火薬類取扱保安責任者試験

(2) 試験の方法

- ア 筆記による学科試験
- イ 火薬類取締に関する法令
- (イ) 一般火薬学
- イ 面接による人物試験

2. 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和48年6月24日（日曜日）
午前10時から12時30分まで

- (2) 試験の場所 鳥取市及び米子市
3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

- (1) 受験願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 写真
- 手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはりつけること。

(4) 戸籍抄本

なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課及び鳥取県火災保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及び納付方法

- (1) 受験手数料 700円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはりつけること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書の受付期間

昭和48年5月10日から昭和48年5月19日まで

6 受験票

受験願書を受け付けたときは、受験票を交付する。

雑 報

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき、昭和48年度事業計画及び予算の要旨を公告する。

昭和48年5月4日

地方職員共済組合理事長 松 島 五 郎

昭和48年度事業計画及び予算の要旨

1 事業計画

1 組合に属する地方公共団体の数

区 分	数
都 道 府 県	47
一 部 事 務 組 合	17
地 方 開 発 事 業 団	5
計	69

2 組合員数、給料(俸給)月額及び被扶養者数(年度末見込)

(単位：人、千円)

組合員の類 種	一 般 組 合 員	知 事	短 期 船 員	一 般 組 合 員	船 員 組 合 員 船 員 体 専 従	組 合 職 員	計
組 合 員 数	358,509	46	8	1,326	2	276	362,525
給 料 (俸 給) 月 額	33,269,131	8,510	555	119,111	211,25	133,258,83	357,909
同 上 組 合 員 1 人 当 た り の 額	93	185	185	90	106	91	93
被 扶 養 者 数	599,585	73	9	3,265	5	560	604,585
同 上 組 合 員 1 人 当 た り	1.67	1.59	3	2.46	2.5	2.03	1.67

3 組合職員の数(年度末見込)

(単位:人)

経理単位別	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人	195	43	140	1,551	46	99	292	2,366

注) 業務経理の人員には常勤役員3人を含む。

4 短期、長期及び保健経理における負担金率及び掛金率

(単位:千分率)

区 分	負 担 金 率			掛 金 率		
	短 期	長 期	保 健	短 期	長 期	保 健
一般組合員	34.3	62.5	1.7	34.3	45.0	1.7
知事組合員	34.3	77.0	1.7	34.3	55.5	1.7
短期組合員	34.3	—	1.7	34.3	—	1.7
船員一般組合員	57.3	62.5	1.7	22.3	45.0	1.7
航員継続組合員	34.3	62.5	1.7	34.3	45.0	1.7

5 各経理単位別の概況

(1) 短期経理

掛金率及び負担金率は、前年度どおりとする。予定損益計算書では、当期に865百万円の剰余金を生じる予定であるが、そのうち277百万円を不足金補てん積立金へ振り替えるものとする。

(2) 長期経理

掛金率及び負担金率は前年度どおりとする。年度末資産総額は前年度末より49,073百万円増加し305,290百万円となる見込みである。

その構成割合は、流動資産及び長期投資(1号資産) 40.0% (122,116百万円)、不動産の取得及び不動産の取得のための貸付金(2号資産) 18.0% (54,952百万円) 不動産の取得以外の貸付金(3号資産) は42.0% (128,222百万円) となる見込である。

(3) 業務経理

予定損益計算書では1百万円の剰余金を生じる予定である。

(4) 保健経理

保健事業として健康管理(健康診断、予防接種、人間ドック受助成等) 施設経営(海の家、山の家及び運動施設の設置運営等) 及びレクリエーション等(各種スポーツ、及びサークルの助成等)の事業を行なう予定である。

(5) 医療経理

組合員のための医療施設として病院1、診療所21、結核病棟3を経営する。

(6) 宿泊経理

宿泊、保養所施設として経営するものは年内開館する2施設を含めると79施設になる予定である。

(7) 貯金経理

宮城県支部ほか13支部が実施し、年度末貯金総額は22,886百万円件数は248,254件となる見込みである。なお団体保険契約を結んでいる支部が5支部ある。

(8) 貸付経理

年度末貸付総額は、128,271百万円で件数は181,990件となる見込みである。

(9) 物資経理
 宮城県支部ほか10支部が実施し、事業種目は ①物品販売②物資
 購入幹旋③食堂及び理容、美容事業である。
 商品売上及び施設収入の総額は、5,735百万円となる見込みである。
 2 予算
 各経理単位の収支見込の概況は、次のとおりである。

昭和48年度各経理単別収支見込み状況

(単位、百万円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	医 療	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)									
負 担 金 掛 金	27,243	56,889	381	1,350	649	5,624	2	6,698	5,735
施設収入、患者収入、商品売上				77	18	457			33
他 経 理 より 繰 入 金			168		10	156	1,492		63
利 息、 そ の 他 の 収 入	359	16,345	30	287					
前 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	3,965	151							
前 年 度 繰 越 責 任 準 備 金		255,827							
計	31,567	329,212	579	1,714	677	6,237	1,494	6,698	5,831
(支 出)									
給 付 金	26,316	24,093		52	252	1,851	69	132	375
役 職 員 給 与			381		281	1,685			128
薬品、医療材料、飲食材料						138			5,018
商 品 仕 入 息				580		451	1,384	6,398	25
支 払 利 息				1,010	132				
他 の 経 理 へ の 支 出		98	247			1,813	41	168	249
そ の 他 の 支 出		17							

次年度繰越支払準備金	4,386	159							
次年度繰越責任準備金	30,702	304,845	578	1,642	665	5,938	1,494	6,698	5,795
計		329,212							
差引当期利益金	865		1	72	12	299			36
年度末支払準備金	4,386	159							
年度末責任準備金	2,320	304,845	84	454	196	2,259	278		111
年度末剰余金	1,363		72	709	73				

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】